

○奈良県警察面接指導等実施要領の制定について（平成21年9月17日例規第21号）

〔沿革〕 平成23年11月例規第35号改正

別記のとおり制定し、平成21年10月1日から実施することとしたので、誤りのないようにされたい。

別記

奈良県警察面接指導等実施要領

第1 趣旨

この要領は、奈良県警察職員健康管理規程（平成4年12月奈良県警察本部訓令第30号。以下「訓令」という。）第13条の2第3項の規定に基づき、面接指導等の実施要領について必要な事項を定めるものとする。

第2 長時間勤務職員等の報告等

1 長時間勤務職員等の報告

健康管理実施者は、所属の職員が次に掲げる者（以下「長時間勤務職員等」という。）に該当すると認めた場合は、当該職員について、長時間勤務職員等報告書（別記様式第1）により、翌月7日までに健康管理者を経由して健康管理責任者に報告するものとする。

(1) 長時間勤務職員

(2) 休憩時間を除き1週間当たりの勤務時間が38時間45分を超えた場合におけるその超えた時間が1か月当たり80時間を超える者（(1)に掲げる者を除く。）

2 確認票の作成等

(1) 健康管理実施者は、1の(2)に掲げる者に対し、要面接指導対象者確認票（別記様式第2。以下「確認票」という。）を作成させるものとする。この場合において、健康管理実施者は、当該作成させた確認票を取りまとめた上、長時間勤務職員等報告書とともに送付するものとする。

(2) 健康管理責任者は、健康指導員をして(1)により送付を受けた確認票を確認させるものとする。

第3 面接指導の実施

1 要面接指導職員の決定

健康管理責任者は、第2の1により報告を受けた長時間勤務職員等のうち、次に掲げる者を要面接指導職員として決定するものとする。

(1) 長時間勤務職員

(2) 第2の1の(2)に掲げる者のうち、第2の2の(2)による健康指導員の確認の結果

を踏まえ、面接指導を実施する必要があると認めるもの

2 通知等

健康管理責任者は、1による決定をしたときは、健康管理実施者に対し、当該決定に係る要面接指導職員及び面接指導の実施日時等を通知するものとする。この場合において、健康管理実施者に対する通知は、面接指導実施決定通知書（別記様式第3）により、健康管理者を経由して行うものとする。

3 面接指導の実施

- (1) 2による通知を受けた健康管理実施者は、当該通知に係る要面接指導職員に対し、面接指導の実施日時等を通知するものとする。
- (2) (1)による通知を受けた要面接指導職員は、要面接指導職員問診票（別記様式第4）を作成の上、当該職員の所属における健康管理医の面接指導を受けるものとする。ただし、当該所属における健康管理医の面接指導を受けることができないときは、速やかに他の医師による面接指導を受けるものとする。

4 結果報告

3の(2)による面接指導の結果については、健康管理実施者において、面接指導結果報告書（別記様式第4）によりその内容を確認し、及び当該報告書に記名押印した上、健康管理者を経由して健康管理責任者に報告するものとする。

第4 保健指導の実施

健康管理責任者は、要面接指導職員として決定しなかった者のうち、特に必要があると認めるものに対し、健康指導員による保健指導を行うものとする。この場合において、当該指導結果等については、確認票に記載しておくものとする。

(別記様式省略)